

**試験研究用原子炉施設等における
クリアランスレベル検認の
技術要件及び留意すべき事項**

平成17年3月3日

文部科学省原子力安全課

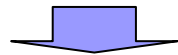
重要放射性核種濃度の評価・測定に関する考え方

試験研究用原子炉施設で想定される事象の一例

燃料の破損事故もなく、全 や、核分裂生成物の影響がないことが明確
積算出力が少なく、放射化が進んでいないことが運転履歴及び放射化計算
上明確(例えば、Co - 60とEu - 152だけしか評価上支配核種にならない)



重要放射性核種すべて(軽水炉では9核種)を評価する制度



重要放射性核種すべてを計測する他、計算による評価も考えられている。

例) 放射性核種組成比から、一部の放射性核種濃度(例えばCo - 60)の計測
により他の放射性核種濃度が推定できると判断される場合。

技術ワーキンググループでの議論のポイント

明らかに二次汚染の履歴がない場合、スケーリングファクターを用いることが
可能な場合などの技術的な基準、評価すべき項目等に関する議論が必要

重要放射性核種濃度の測定

試験研究用原子炉施設等で想定される事象の一例

- ・ サーベイメータ、小規模の放射能測定装置での手作業での測定
- ・ 原子炉設置者、解体作業者においては、必ずしもクリアランスに関する知識を十分有しないで作業を実施することも想定される。



- ・ 測定手法等については、民間規格(例えば、日本原子力学会標準)が適用可能
- ・ 原子炉設置者等の行う放射能濃度の測定・クリアランスの判断、国が行うクリアランスレベル検認の「認可・確認」のための技術基準を整備
- ・ クリアランスレベル検認全体の品質保証体制の整備

技術ワーキンググループでの議論のポイント

原子炉設置者が行う「測定・判断」、国が行う「認可・確認」に係る技術的要件
品質保証に関する技術的要件(例)クリアランス制度について、原子炉設置者
及び解体業者の知識・技術レベルをどのように確保すべきか

クリアランスレベルと測定器の精度(1)

試験研究用原子炉施設における 重要放射性核種及びクリアランスレベル

基本測定器の基本性能例

(日本原子力研究所調べ)

放射性核種	クリアランスレベル
H - 3	100
C - 14 ^{注1)}	1
Mn - 54	0.1
Co - 60	0.1
Sr - 90	0.1
Cs - 134	0.1
Cs - 137	0.1
Ba - 133 ^{注2)}	1 ^{注3)}
Eu - 152	0.1
Eu - 154	0.1
全核種	0.1

		比例計数管式サーベイメータ	ガスフロー式サーベイメータ	GM管式サーベイメータ
適用対象汚染		外表面汚染	外表面汚染	外表面汚染
主な測定線種		全線(線にも若干感度あり)	全線(線にも感度あり)	全線(線にも若干感度あり)
検出限界例)	コンクリート ¹⁾	0.01Bq/g相当 (0.1 Bq/cm ²) [BG12.9cps、測定距離2.4cm以下、 時定数30secの場合]	0.028Bq/g相当 (0.28 Bq/cm ²) [BG7~10cps、密着測定、 時定数10secの場合]	0.04Bq/g相当 (0.4 Bq/cm ²) [BG1.2cps、測定距離1.7cm以下、 時定数30secの場合]
	金属 ¹⁾	0.025Bq/g相当 (0.1 Bq/cm ²) [BG9.1cps、測定距離4.2cm以下、 時定数30secの場合]	0.07Bq/g相当 (0.28 Bq/cm ²) [BG7~10cps、密着測定、 時定数10secの場合]	0.1Bq/g相当 (0.4 Bq/cm ²) [BG0.9cps、測定距離2.3cm以下、 時定数30secの場合]

		薄型プラスチック シンチレーション検出器	NaIシンチレーションサーベイメータ	Ge半導体検出器
適用対象汚染		外表面汚染	内表面汚染、放射化(内部)汚染	外表面汚染
主な測定線種		全線	全線	全線、線スペクトル
検出限界例)	コンクリート ¹⁾	0.01Bq/g相当 (0.1 Bq/cm ²) [検出面積900cm ² 、BG41cps、 密着測定、時定数10sec場合]	0.1 Bq/g (0.01 μSv/h) [BG0.07 μSv/h、時定数30sec、 コンクリート厚さ100mm以上 ²⁾ の場合]	(一括測定の場合) 0.01Bq/g相当 (0.1Bq/cm ²) [5m×5m×5m部屋を1m×1m単位 で評価する場合]
	金属 ¹⁾	0.025Bq/g相当 (0.1 Bq/cm ²) [検出面積900cm ² 、BG30cps、測定 距離2.5cm以下、時定数10sec場合]	0.1 Bq/g (0.01 μSv/h) [BG0.07 μSv/h、時定数30sec、 金属厚さ5mm以上 ²⁾ の場合]	

注1) C - 14は、放射化された黒鉛遮へい対の場合のみに
選定される放射性核種(軽水炉は非該当)

注2) Ba - 133は、放射化された粗骨材に重晶石(BaSO₄)を含むコンクリート
の場合のみ選定される放射性核種(軽水炉は非該当)

注3) IAEAの安全レポート(Derivation of Activity Concentration Levels for
Exclusion, Exemption and Clearance, Safety Report Series No. 44
の値を用いた。

【備考】 1表面汚染密度から放射能濃度への換算条件(NaIシンチレーションサーベイメータを除く)

建屋コンクリートの場合、コンクリートの厚さを5cmとして換算
金属の場合、炭素鋼配管(外形89.1mm、厚さ5.5mm)として換算

2 放射化物に対して検出限界0.1Bq/gを満足する条件



3 検出限界の出典: ガスフロー式サーベイメータは日本原子力研究所JAERI-Tech 97-064(1997)、
それ以外は原環センター「区分マニュアル」添付資料による。

クリアランスレベルと測定器の精度(2)

試験研究用原子炉施設における
重要放射性核種及びクリアランスレベル

クリアランスのために開発された測定器の基本性能例
(日本原子力研究所調べ)

放射性核種	クリアランスレベル
H - 3	100
C - 14注1)	1
Mn - 54	0.1
Co - 60	0.1
Sr - 90	0.1
Cs - 134	0.1
Cs - 137	0.1
Ba - 133注2)	1注3)
Eu - 152	0.1
Eu - 154	0.1
全核種	0.1

	NUPEC / 東芝 バスケット型	電中研 / 富士電機 トレイ型	三菱重工 トレイ型	RADOS (独) チャンバー型	東芝 トレイ型
装置外観					
検出器	大型・厚型プラスチックシンチレータ(線) (+ Ge検出器 + NaIシンチレータ)	5cmプラスチックシンチレータ(線)	NaIシンチレータ(線)と薄型プラスチックシンチレータ(線)の2層構造	大面積プラスチックシンチレータ(or液体シンチレータ)(全線)、Ge検出器によるスペクトル測定はオプション	厚型プラスチックシンチレータ(線)と薄型プラスチックシンチレータ(線)の2層構造
測定対象物	適用実績: 配管、SRU、バルブ、平板、ポンプ	適用実績: 平板、曲板、配管、バルブ、ポンプ	金属: 平板、配管、ポンプ、その他複雑形状 コンクリート: 線スペクトル測定併用で適用可	鋼材、コンクリート、保温材、ドラム缶、ツール、小物部品、長尺部品 対象物を種別(配管、板材、異形材、同一バッチサイズ等)に分別	適用実績: 配管、バルブ、平板
主な測定項目	対象物重量、高さ、BG計数率、線計数率	対象物重量・形状、線計数率	対象物重量、線計数(PLS)、線計数(NaI)	対象物重量、各検出器の線計数率	対象物重量、線計数(PLS)、線計数(PLS) 但し線計数は表面汚染密度評価用
処理能力	5 ton/h	20kg/回、5(2~10)ton/d x 200d/y= 1,000ton/y		50~80バッチ/d(8h)、約10~20ton/d(8h)	平均20kgとして約1ton/h
検出限界	1500Bq 現場BG及び計算評価による効率より設定 0.002Bq/g (1m3/1ton条件)	100Bq (Co-60) 条件: BG補正誤差 ± 2%、検出効率15%、対象物BG測定時間30sec	線評価: 100~200Bq程度 線評価: 30Bq程度	約200~300Bq (Co-60)/約30~60sec 検出限界はバッチ重量に依存。 例: 300kgの場合、0.001Bq/g (Co-60)	1500Bq 現場BG及び計算評価による効率より設定 0.002Bq/g (1m3/1ton条件)

注1) C - 14は、放射化された黒鉛遮へい対の場合のみに選定される放射性核種(軽水炉は非該当)

注2) Ba - 133は、放射化された粗骨材に重晶石(BaSO4)を含むコンクリートの場合のみ選定される放射性核種(軽水炉は非該当)

注3) IAEAの安全レポート(Derivation of Activity Concentration Levels for Exclusion, Exemption and Clearance, Safety Report Series No. 44)の値を用いた。

核燃料使用施設のクリアランスについての留意事項

核燃料使用施設(照射済燃料及び材料を取り扱う施設)については、RS-G-1.7を用いる場合、運転中(施設改造等)に発生が想定される核種でクリアランスレベルが計算されていない(安全レポートにも値が存在しない)核種が3核種存在。(Sn-119m; $T^{1/2}=0.80$ 年、Sn-123 ; $T^{1/2}=0.35$ 年、Pm-148m ; $T^{1/2}=0.26$ 年)



解体廃棄物相当(解体廃棄物及び、運転廃棄物のうち、炉取り出し後5年経過相当)の廃棄物については、当該核種のクリアランスレベルを与えなくてもクリアランスの評価は可能

技術ワーキンググループでの議論のポイント

クリアランスレベルの適用(他の文献からの取り込みあるいは、再計算等)・あるいは運用(解体廃棄物相当のものについて当面実施等)に関する議論が必要。

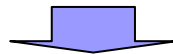
放射線障害防止法の規制を受けている施設について

試験研究用原子炉施設及び核燃料使用施設(照射済燃料及び材料を取り扱う施設)では、放射線障害防止法による規制を受けている施設も存在



密封された放射性同位元素のみを使用する施設のように、当該放射性同位元素を施設外へ搬出する等の措置を講じた後に、放射線障害防止法による規制対象からはずすことが可能な施設に対しては、原子炉等規制法による規制によりクリアランスレベル検認が可能。

例えば、原子炉起動に用いる密封線源、測定器の校正用の密封線源など。



放射線障害防止法と原子炉等規制法の双方の規制を受けている施設については、今後課題を検討しつつ制度を整備

「放射性廃棄物でない廃棄物」について

原子力施設の解体等に伴って発生する固体状の廃棄物のうち、「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断基準については、原子力安全委員会の「低レベル放射性固体廃棄物の陸地処分の安全規制に関する基準値について(第2次中間報告)」(H4年2月)に基づき、適切に区分



試験研究用原子炉施設及び核燃料使用施設(施行令第16条の2該当施設)

原子炉等規制法に基づく保安規定の下で事業者自らが適切に行う。

核燃料使用施設(施行令第16条の2非該当施設)

保安規定の適用外であるため、事業者自らが適切に行っている。

技術ワーキンググループでの議論のポイント

クリアランスされるべきもの、放射性廃棄物でない廃棄物として搬出するものについての考え方(特に、二次的な汚染履歴のあるものの考え方)。

放射性廃棄物でない廃棄物の判断基準

原子力施設の解体等に伴って発生する固体状の廃棄物のうち、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する対象物等は、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断。

(1) 二次的な汚染がない

使用履歴、設置状況等から、放射性物質の付着、浸透等による二次的な汚染がないことが明らかであるもの

使用履歴、設置状況等から、放射性物質の付着、浸透等による二次的な汚染部分が限定されていることが明らかであって、当該汚染部分が分離されたもの

(2) 放射化の汚染がない(コンクリート)

十分な遮へい体により遮へいされていた等、施設の構造上、中性子線による放射化の影響を考慮する必要がないことが明らかであるもの

計算等により、中性子線による放射化の影響が、一般的に存在するコンクリートとの間に有意な差を生じさせていないと評価されたもの

計算等により、中性子線による放射化の影響を評価し、一般的に存在するコンクリートとの間に有意な差がある部分が分離されたもの

原子力施設の解体等に伴って発生する金属廃棄物のうち、中性子線による放射化の汚染を考慮した場合については、上記(2)の考え方が適用できる

試験研究用原子炉施設等におけるクリアランスレベル検認の技術的要件及び留意すべき事項

技術的要件の例	基本的な考え方	留意すべき事項（案）
<p>クリアランスレベル検認の対象物</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の廃止措置等に伴い汚染のおそれがある区域から発生する固体状物質（ただし、焼却処理を行う物は除く） 固体状物質とは、例えば、金属（配管、タンク、ポンプ、熱交換器、弁、モーター、ダクト等の機器やその他の金属構造物）、コンクリート（建屋構造物、解体コンクリート（一体的に含まれる鉄筋類を含む、保温材等）を指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 可燃物、運転中の試験機器等が混入しないための措置
<p>クリアランスレベル検認の基準等</p>		
<ul style="list-style-type: none"> クリアランスレベル以下であることの判断基準 	<p>対象物に含まれる各評価対象放射性核種 i の濃度 $D(i)$ を当該核種のクリアランスレベル $C(i)$ で除したものの（以下「D/C」という）の総和が 1 以下であること、即ち「$\{D(i)/C(i)\} \leq 1$」</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 評価対象放射性核種 	<ul style="list-style-type: none"> 重要放射性核種のうち各炉型に適用される重要放射性核種以外の放射性核種の D/C の総和が、対象物に含まれる放射性核種の D/C の総和の 10% 未満であることを示し、当該重要放射性核種を評価対象放射性核種として記載。 重要放射性核種以外の放射性核種の D/C の総和が、対象物に含まれる放射性核種の D/C の総和の 10% を超える場合、その旨を記載し、重要放射性核種以外の放射性核種の D/C の総和が対象物に含まれる放射性核種の D/C の総和の 10% 未満となるように、当該重要放射性核種に当該放射性核種を加えたものを評価対象放射性核種として記載。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用履歴等から、評価対象放射性核種として政省令に記載された核種以外の放射性核種が有意に存在しないことを担保する必要がある 評価対象放射性核種が、放射性同位元素による汚染でないことを担保する必要がある
<ul style="list-style-type: none"> 放射性核種濃度の評価単位 	<ul style="list-style-type: none"> 評価単位は、数トン以内が適切。ただし、対象物の放射性核種濃度が均一であるものについては、これを超える単位で評価することもできる。なお、クリアランスレベルは、少なくとも 10 トン程度の固体状物質ごとに平均化された濃度であるとして算出されたものであることに留意すること。 評価単位重量が数トン以内の対象物の平均放射能濃度がクリアランスレベルを満足していれば、評価単位の中で放射性核種濃度の偏りにより局所的にクリアランスレベルを超える部分が存在しても、平均化の効果により線量目安値に対する被ばく上の影響はない。（事前に行われる汚染状況、汚染形態の把握により、局所的に濃度の高い箇所はクリアランスの対象外としたり、または除染したりすることにより、評価単位内の著しい放射性核種濃度の偏りを防止することが可能） 	<ul style="list-style-type: none"> （重量、濃度、評価厚さ等を適切に記載）

	<ul style="list-style-type: none"> 対象物の汚染形態が表面汚染のみの場合、対象物の表面汚染密度から放射性核種濃度へ換算することができる。ただし、厚みのある構造物について表面汚染密度から放射性核種濃度へ換算する際には、浸透汚染の有無を考慮するとともに、適切な評価厚さを選定する必要がある。 	
放射性核種濃度の決定の方法		
<ul style="list-style-type: none"> 放射性核種濃度の決定に係る汚染形態の分類 	<ul style="list-style-type: none"> 評価対象放射性核種濃度の決定は、対象物の汚染形態が、中性子線による放射化の汚染であるか、放射性物質の付着、浸透などによる二次的な汚染であるか、又は放射化の汚染と二次的な汚染が混在するものであるかに応じて実施。 	
<ul style="list-style-type: none"> 放射性核種濃度の決定の方法 	<ul style="list-style-type: none"> 放射化の汚染であれば、放射化計算とその評価結果を確認するための放射性核種濃度の測定を組み合わせた方法を用いる。二次的な汚染であれば、測定により放射性核種濃度を決定する方法又は表面汚染密度から放射性核種濃度へ変換する方法により行う。 放射性核種濃度を測定するには、対象物からその放射性核種濃度を代表できるように採取したサンプルを測定する方法と、対象物あるいは容器に収納された対象物を外部からの放射線測定により測定する方法がある。外部からの測定が困難な場合には、放射性核種組成比及び平均放射能濃度法が適用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用履歴から、測定対象とならない重要放射性核種の妥当性について判断するための措置が必要。 二次的な汚染が明に無い場合 使用履歴から、評価される核種が限定される場合 評価対象核種が限定され、全体の放射能濃度の測定結果が、当該核種の濃度として評価できる場合 (測定そのものについては、民間基準等も参考に、事業者により適切に実施)
<ul style="list-style-type: none"> 放射線測定装置の選定及び測定条件の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 測定により放射性核種濃度を決定する場合には、放射線測定装置により対象物の放射線及び測定場所のバックグラウンドを測定し、対象物の放射線からバックグラウンドを差し引いた結果に対して、予め設定した放射線測定装置の測定効率を用いて放射性核種濃度を評価することとなる。したがって、クリアランスレベル以下であることの判断を確実にを行うためには、対象物に合わせて適切な放射線測定装置の選定と測定条件の設定が重要。 	<ul style="list-style-type: none"> (民間基準等も参考に、事業者により適切に実施) (民間基準等も参考に、事業者により適切に実施)

	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性核種濃度の測定に使用する放射線測定装置の選定及び測定条件の設定に当たっては、次の点に留意し、適切に行う必要がある。 (1) 放射性核種濃度の測定は、対象物の汚染の種類、形態や評価単位に応じた測定方法及び放射線測定装置を選定する。 (2) 放射線測定装置の測定効率は、対象物の評価単位や測定条件などに応じて設定する。 (3) 放射性核種濃度の測定は、クリアランスレベル以下であることの判断が十分可能な検出限界値になるように測定条件を設定する。その際、測定場所のバックグラウンドの変動、対象物の遮へい効果等の影響を考慮する。 ・なお、放射線測定装置の測定効率及び測定条件の設定が適切であることの確認は、対象物の形状、汚染の形態、含まれる放射性核種を適切に模擬した標準的な線源を用いて総合的に行うことも可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(民間基準等も参考に、事業者により適切に実施)
・測定点の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性核種濃度の測定は、次のいずれかの場合を除き、原則として全数又は全表面を測定する。 (a) 対象物中の放射性核種濃度が均一であるとみなせる場合であって、対象物の放射性核種濃度の代表サンプルを採取し測定する方法又は対象物の放射性核種濃度を代表できる測定点で測定する方法により測定する場合 (b) 次の条件を満足する対象物であって、統計学的手法に基づいた対象物の放射性核種濃度を代表できる測定点で測定する方法により測定する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・対象物に局在汚染の存在しないことが明らかである根拠が示せること ・事前測定などにより測定結果のばらつきの程度が把握できること 	
保管・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉設置者等は、クリアランスレベル以下と判断された対象物については解体工事や施設内の移送による汚染を防止するとともに、施設から搬出されるまでの保管に当たっては施錠などにより隔離し、原子力事業者の承認を受けない者の接触を防止するなど、異物や汚染の混入などがないように適切に保管・管理しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉設置者等が判断したものは、国による確認までの間、管理区域内、確認後は管理区域外に保管する。 ・施錠などの隔離の方法
記録	<ul style="list-style-type: none"> ・クリアランスレベル以下であることの判断が確実に示されたことを示すためには、検認結果が、一定の方法と様式により記録されることが重要である。 ・このため、原子炉設置者等は、評価対象放射性核種や放射性核種組成比の決定方法、対象物の形状、汚染形態、使用した放射線測定装置、測定・判断の結果、品質保証活動に関する記録等、測定・判断の妥当性を示す根拠について記録し、これを保存しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術ワーキンググループの検討を踏まえ、留意すべき事項が適切に反映できるよう事務局側で検討

<p>品質保証活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ クリアランスレベルの測定・判断を適切に行うため、原子炉設置者等は、事前の評価による対象物の分類や測定・判断、クリアランスレベル以下と判断した物への異物や汚染の混入を防止するための厳格な保管管理などを適切に行うとともに、これらが一連の業務として高い信頼性をもって機能するための品質保証体制を確立しなければならない。 ・ 品質保証体制は、トップマネジメント自らが主導してこれを構築、運用し、その有効性を継続的に改善することが必須である。このようなトップマネジメントの積極的なコミットメントの下、明確に体系化された組織及び文書類により、クリアランスレベルの測定・判断の一連の業務に係る計画、実施、評価及び改善のサイクルを効果的に回すという品質保証活動が、一連の業務に関する事業者としての説明責任を果たし信頼性を確保する上で、極めて重要である。 ・ 原子炉設置者等はこのような品質保証活動を実践するため、クリアランスレベルの測定・判断に係る次の事項を含む品質保証計画について、工業標準化法に基づく日本工業規格（JIS Q 9001：2000）に準拠して定め、これに基づきクリアランスレベルの測定・判断を実施する必要がある。 <p>クリアランスレベル検認責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クリアランスレベルの測定・判断及び対象物の取扱いに関する業務を統一的に管理する者を定め、その責任と義務を明らかにすること。 <p>教育・訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クリアランスレベルの測定・判断に係る業務及び対象物の取扱いは、それぞれの業務に必要な知識・技術を習得した者に行わせるとともに、これに必要となる定期的な教育・訓練について定めること。 <p>放射線測定装置の点検・構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種放射線測定装置の点検・校正について定めること。 <p>誤差の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 測定値や放射化計算に伴う誤差要因及び放射性核種濃度の決定に伴う保守的な設定を考慮して、放射性核種濃度を全体として安全側に評価すること。なお、対象物を適切に模擬した標準的な線源を用いることにより、全体としての誤差や保守的な設定の妥当性を簡便に確認することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術ワーキンググループの検討を踏まえ、留意すべき事項が適切に反映できるよう事務局側で検討 ・ (民間基準等も参考に、事業者により適切に実施) ・ 国側の品質保証体制について <ul style="list-style-type: none"> ・ クリアランスレベル検認責任者に必要な資格要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 解体業者等もともと専門性を持たない作業者に必要な資格要件等
---------------	--	---

<p>放射性廃棄物でない廃棄物の判断基準</p>	<p>次の(1)及び(2)のいずれにも該当する対象物又は対象範囲は、放射化の汚染及び二次的な汚染がないことが明らかなものとする事ができる。</p> <p>(1) 放射化の汚染がないことが明らかであることの判断基準 次のいずれかに該当する対象物又は対象範囲は、放射化の汚染がないことが明らかな対象物又は対象範囲として区分することができる。 十分な遮へい体により遮へいされていた等、施設の構造上、中性子線による放射化の影響を考慮する必要がないことが明らかであるもの 計算等により、中性子線による放射化の影響が、一般的に存在するコンクリートとの間に有意な差を生じさせていないと評価されたもの 計算等により、中性子線による放射化の影響を評価し、一般的に存在するコンクリートとの間に有意な差がある部分が分離されたもの</p> <p>(2) 二次的な汚染がないことが明らかであることの判断基準 次のいずれかに該当する対象物又は対象範囲は、二次的な汚染がないことが明らかな対象物又は対象範囲として区分することができる。 使用履歴、設置状況等から、放射性物質の付着、浸透等による二次的な汚染がないことが明らかであるもの 使用履歴、設置状況等から、放射性物質の付着、浸透等による二次的な汚染部分が限定されていることが明らかであって、当該汚染部分が分離されたもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「クリアランス」すべき廃棄物の範囲、「放射性廃棄物でない廃棄物」とすべき廃棄物の範囲に関する技術的考え方について ・「放射性廃棄物でない廃棄物」の処理・処分は認可行為ではない。 研究炉、核燃料使用施設（施行令第16条の2該当施設）は、保安規定に基づき実施。 核燃料使用施設（施行令第16条の2非該当施設）は、使用者が自主的に判断
--------------------------	--	--